

東法連 ニュース

2020年
(令和2年)
1月号
第407号

一般社団法人 東京法人会連合会 © 〒160-0002 東京都新宿区四谷坂町5番6号 全法連会館3階

TEL 03-3357-0771 (代) URL : <http://www.tohoren.or.jp> Mail : info@tohoren.or.jp



小林会長

年頭のごあいさつ

新年あけましておめでとうございます。本年が皆様にとりまして輝かしき一年となります。本年も、法人会活動に対して一層のご協力をお願い申し上げます。また、会員企業の皆様のご隆盛を心から祈念申し上げます。年頭のごあいさつとさせていただきます。

年頭寸言

「円熟した日本を目指して」

2020年という節目を迎える今年、およそ半世紀ぶりとなる東京五輪が開催される。夏季大会が2回以上開催された都市はロサンゼルス、パリ、ロンドン、アテネの4都市あり、東京は5番目に加わる。初めての五輪は自国の発展を誇示する意味合いが強いが、2回目以降は老成した国家の在り方を示す意味合いが強いように思う。

そうした観点でわが国の「成熟度」を見通すと、2025年には65歳以上の人口が全体の3割となり、中小企業では経営者の6割以上にあたる約245万人が70歳を超えるなど企業も高齢化が進む。そのうち約半数が後継者不在とも言われており、人的な面での対応が喫緊の課題となるが、税制の面でも贈与・相続税の免除など更に踏み込んだ対応が求められる。

また、政府財政の老化も進む。政府は当初、2011年度のプライマリバランス黒字化を目指していたが、リーマンショックや消費増税延期により、その目標は団塊世代が後期高齢者となる2025年度まで先

送りされ健全化は遅れている。昨年は消費税率を10%とし社会保障の財源確保にやや前進したが、肝心のスリム化は進まなかった。今年こそは社会保障を含めた歳出の抜本的改革に踏み込み、消費税率の更なる引き上げの議論もタブーとせず、次の世代に過大な負担を残さない成熟した財政構造を目指すべきであろう。

こうした課題を前に、我々を取り巻く環境は厳しい。世界的にIT技術の進化が加速、ポピュリズムの台頭が不透明感を高めており、ガバナンス強化の必要性が増している。一方、国内においてはインバウンド需要の拡大が地方経済にも波及しつつある。こうした中で、我々法人会は全国80万社のネットワークを駆使し、会員企業の変化への適応力強化を支援したい。また、税のオピニオンリーダーとして国家的課題、企業経営上の課題に対し積極的に働きかけ、日本の円熟化に貢献すべく支えていきたい。

一般社団法人東京法人会連合会

会長 小林 栄三

**東法連の中間決算承認
「税を考える週間」行事などを報告**

東法連理事会



すの会長
第3回東法連
理事会が12月
3日、全法連
会館で開催さ

令和元年度

告があった。

味財産期末残高は、前年度の319百万円に対して337百万円である旨の報

「想いをつないで50年『会員企業を守りたい』キャンペーン」の東法連の進捗状況では、

れ、東法連の令和元年度中間決算(4月1日～9月30日)、業務執行理事の職務執行状況が、いずれも承認された。

また、「想いをつないで50年『会員企業を守りたい』キャンペーン」の進捗状況、「税を考える週間」関連行事の実施結果などについて報告があった。

中間決算はほぼ予算通りに執行

東法連の中間決算は、ほぼ予算通りに執行されており、前年度同月時点と同様の執行状況となっている。経常収益は前年度の153百万円に対して166百万円、経常費用は前年度の145百万円に対して139百万円であり、正



中間決算等を審議する理事会

「想いをつないで50年『会員企業を守りたい』キャンペーン」の東法連の進捗状況では、令和元年度目標に対し、10月末現在46・9%の進捗率であるとの報告があった。

「税を考える週間」関連行事を報告

「税を考える週間」関連行事の実施結果では、野村資産承継研究所税務顧問青山慶二氏による協賛講演会、キッサニア東京における租税教育活動、東京横断法人会税務広報活動、JR線車内まど上広

**確定申告期に法人会とe-TaxをPR
都営地下鉄線車内広告を実施**

東法連では、2月から始まる確定申告期に都営地下鉄線で法人会とe-TaxをPRする車内広告を実施する。
掲示期間は令和2年2月1日から2月29日の1ヶ月間で、浅草線、三田線、新宿線の各車両内ドア横にポスター(B3)を掲示する。



都営地下鉄線ドア横ポスター

都営地下鉄車内広告

- (1) 期間 令和2年2月1日(土)～2月29日(土) 1ヶ月
- (2) 路線 浅草線、三田線、新宿線
- (3) 掲示場所 3路線の車両内ドア横
- (4) 車両数 702両(1両1枚)

**中小企業向けに働き方改革の
内容・対応のポイントを解説**

理事会の席上、社会保険労務



講演する鍋田岳男氏
この法令は長時間労働の是正など、多様で柔軟な働き方の実現、雇用形態にか

わらない公正な待遇の確保を目的に平成31年4月より順次施行されており、中小企業向けに内容と実務対応のポイントを解説した。

告などが報告された。なお、キッサニア東京での租税教育については、約7711人の来場者があり、NHK、日本テレビ、テレビ朝日、TBS、フジテレビのニュース番組、読売、朝日、毎日、産経新聞など、多くのマスコミで取り上げられたことなどが報告された。

士・鍋田岳男氏より、「働き方改革関連法のポイントについて」と題し講演があった。

220社から約300名が参加
大法人を対象に調査部所管法人セミナーを開催

東法連は12月11日、ベルサール飯田橋駅前で令和元年度第1回調査部所管法人セミナーを開催した。対象は、第1、第2ブロックの一部と第5、6ブロック所属法人会の管轄地域内に所在する国税局調査部所管法人(原則として資本金額が1億円以上の法人)である。当日は、220社の法人から経理担当者など約300名が参加した。



講演する西川健士氏
東京国税局調査部第一部長の西川健士氏が「税務行政の現状と課

情報システムの高度化による
スマートな税務行政を目指す

「第一部では、以前より複雑・困難化している現状に対し、ICT(情報通信技術)やAI(人工知能)の活用を挙げ、納税者の利便性向上を実現するとともに、効率的な課税・徴収が期待できると解説した。



講演を熱心に聞き入る参加者



講演する水本直光氏
課情報技術専門官の水本直光氏が「e-Tax



講演する袴田政実氏
官の袴田政実氏が「調査側からみた国際課税における実務上の留意点」について、同調査開発

第二部では、東京国税局調査部第一国際課税



講演する山中英司氏
義務化制度について、同課税第二部消費税課実務指導専門官の山中英司氏が

セミナー終了後
名刺交換会を開催

「これからの消費税の申告について」それぞれ講演した。このセミナーは、東法連と単位会が協力して実施することで、調査部所管法人との接触を増やすとともに、国税庁が推進する「税務に関するコーポレートガバナンス

の充実」を周知することを目的としている。また、非会員も対象とすることで会員増強にも役立つものと考えている。なお、セミナー終了後には講師及び国税当局の担当者も交え、参加者30数名との名刺交換会が行われた。

本誌11月号記事訂正

3ページ税制税務委員会名簿の下から3行目に「川本政宜」委員とありますが、正しくは、「川本雅宜」委員です。謹んでお詫びし訂正いたします。

「税制講演会」のご案内

東法連では、「税制講演会」を左記のとおり開催します。一般(非会員)の方の参加も可能としております。是非ご参加ください。

日時 令和2年3月16日(月)午後2時半〜4時
場所 京王プラザホテル 南館4階「錦」
新宿区西新宿2-2-1

JR・京王線・小田急線・地下鉄「新宿駅」西口より徒歩5分
都営大江戸線「都庁前駅」より徒歩1分

テーマ 「最近の世界経済の動向」マクロ経済・金融を中心に
講師 公益財団法人国際通貨研究所 理事長 渡辺 博史氏

定員 150名(定員になり次第締め切ります)

参加費 無料
参加のお申込みは東京法人会連合会事務局(TEL03-3357-0771)まで

□消費税及び地方消費税の納税は期限内に

消費税及び地方消費税の税率は、令和元年（2019年）10月1日から**10%**になりました。（注）

（注）税率10%への引上げに合わせて、軽減税率制度が実施されました。

期限内納付のために

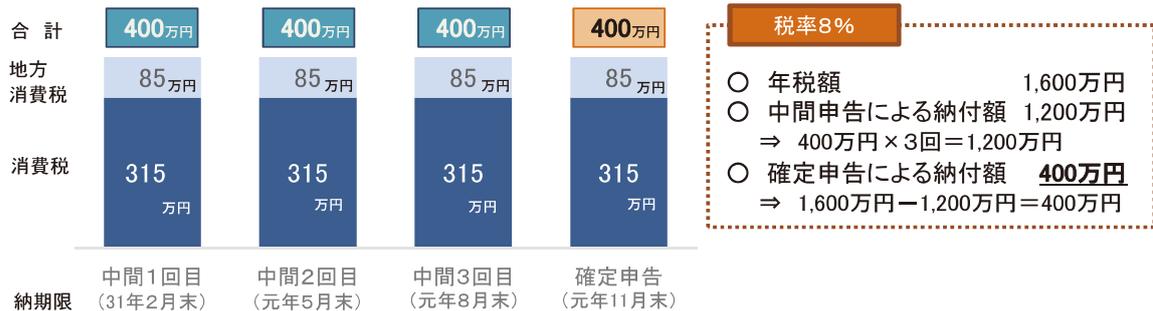
課税事業者の方は、計画的な納税資金のご準備をお願いします！

消費税及び地方消費税の中間申告・納付額は、直前の課税期間の確定消費税額を基礎として計算されます。このため、税率の引上げ直後において、中間申告額は8%の税率で計算されていることから、確定申告では、10%の税率により計算された消費税額（年税額）と、8%の税率により計算された中間申告額との差額を納付する必要があります。

税率引上げ直前の課税期間と同様の決算内容であった場合でも、確定申告時の納付額が増加しますので、中間申告が必要な方は特にご注意ください。

【具体例】9月決算法人の申告・納付のイメージ（軽減税率は考慮していません。）

○ 令和元年（2019年）9月期（税率引上げ前）



○ 令和2年（2020年）9月期（税率引上げ後）

（仮決算をせず、直前の課税期間と同様の決算内容であったと仮定した場合）

